

『建築紛争を予防する研究会』入会のご案内

－年間12,000円で法律顧問契約締結－

トラブルというのは、発生後できるだけ早い段階で処理するのが理想です。身近に弁護士がないとどうしても我流で解決してしまおうとしてしまいます。その場合、紛争解決のプロでないため、本来、小さいトラブルであったものが逆に大きく発展してしまう危険性があります。

あいけんが団体法律契約しており、その契約に基づき運営している「建築紛争を予防する研究会(以下、研究会という)」に入会すれば、団体法律顧問の一員になることができ、弁護士がいつでも身近にいる安心な環境がととのいます。研究会の顧問弁護士は、あいけん顧問弁護士の弁護士法人匠総合法律事務所(秋野卓生代表社員弁護士)です。

この機会にぜひご入会ください。

弁護士法人匠総合法律事務所



代表社員
秋野 卓生 弁護士

匠総合法律事務所は、東京、大阪、名古屋、仙台、福岡の5拠点にて、主に法律顧問先企業からの法律相談、訴訟対応、コンプライアンス対応等、企業法務の分野の業務を実施しております。執務姿勢は、よりスピーディーな、より質の高い業務を遂行すること。目の前の課題は、スピーディーに方針を策定し、解決すべき課題は素早く解決をしなければならない。そのために、事務所では弁護士全員が一丸となり、法律顧問先企業からの法律相談に全力で対応する体制をとっております。

また、事務所内では、常に「質的成長を果たす事」「手間を惜みず丁寧な仕事をする事」を弁護士の執務理念として掲げ、それぞれの弁護士の得意分野は更に経験と実績を積み重ねることにより、高度な専門性をもったリーガルサービスを提供できる体制づくりにも力を入れています。その結果、当事務所内には、建築訴訟のスペシャリストのみならず、IT・個人情報保護法のスペシャリスト、倒産法のスペシャリストなど、所属弁護士の専門の幅も広がってまいりました。今後、所属弁護士の専門性を更に高め、法律顧問先企業の成長・発展に寄与する法律事務所として貢献してまいりたいと考えております。

弁護士法人匠総合法律事務所名古屋事務所

名古屋市昭和区桜山町3-51-2

愛知県建設センター4階

<https://takumilaw.com>



秋野 貴光 弁護士



角谷 昌彦 弁護士

『建築紛争を予防する研究会』入会申込書

■ 入会資格 あいけん組合員・会員

■ 年会費 12,000円 / 年間 (1月～12月)

※年会費12,000円は、入会年に限り月割りいたします。※途中退会された場合、年会費の返金はできません。

■ お申込方法 本入会申込書をあいけん窓口へ持参、又は郵送して下さい。

研究会入会の特典

1. あいけん顧問弁護士の事務所は、あいけんと同じ会館内にあり気軽に相談できます。
2. トラブル発生時には、弁護士に直接相談ができ速やかに対応していただけます。
3. 事件を依頼することになった場合、弁護士法人匠総合法律事務所規定の顧問割引の適用が受けられる場合があります。
4. 法律関係情報の提供及び基本的な契約書ひな型の提供等を受けることができます。
5. 萩野貴光弁護士(弁護士法人匠総合法律事務所名古屋事務所)による勉強会(年数回予定)に無料で参加できます。

会社名	代表者名		(役職)
			(氏名)
所在地	〒 -		
電話番号	あいけん	登録番号	
メールアドレス			
申込日	年	月	日

